

**令和6年度福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業
(脱炭素×復興まちづくり推進事業) 補助金(設備導入事業)
問い合わせに係る回答**

番号	問い合わせ内容	回答
1	公募要領 P.7 再生可能エネルギーの変動調整機能、について、蓄電システム(据置型及び可搬型)の記載の中に、・・・再エネの発電電力と比して適切な規模のものに限る、とあるが、その「適切」の範囲を知りたい。	自家消費型再エネシステムの電力供給における調整用設備として活用するかどうか(再エネの利用量の拡大に資するかどうか)等を、申請事業毎に審査の中で確認します。
2	採択結果後、リースに変更することは可能ですか。	・計画変更を前提とした申請は認められません。 ・リースによる設備導入は、補助対象となりません。
3	交付決定日はいつ頃になりますか。	9月下旬頃を予定しています。
4	補助事業の完了とは何を指しますか。	補助事業の完了日は、発電設備等の設置(検収)、費用の支払い、発電・熱利用の開始の全てが完了した日となります。
5	半導体不足により設備の納期未定となった場合や系統連系手続きに半年以上かかる場合などに期間延長は認められますか。	補助金の交付申請を行った年度の2月末までに事業を完了することが補助要件です。(交付規程第4条第5項第十二号)
6	押印が必要な書類はありますか?	・市町村の構想等に基づく申請であることの確認書(公募要領様式第5号)は、お見込みのとおり、市町村長の押印が必要です。
7	市町村の構想等に基づく申請であることの確認書には市町村長の押印が必要という認識で間違いありませんか?	・申請者の押印が必要な箇所は特段ありません。
8	福島県債権者登録の申請の、書類の趣旨を教えてください。 福島県の補助金を交付頂くのに、福島県での登録をするといったものでしょうか?	補助金の支払いに必要な事項をあらかじめ報告いただく書類です。
9	野立てで自家消費型太陽光発電を設置の場合、太陽光設備を設置する土地の登記簿謄本のみ提出で宜しいですか?	太陽光発電設備で発電した電力を利用する施設等の登記簿謄本についても提出してください。
10	使用前自己確認費用は補助対象外と記載されておりますが東北電力への技術検討・系統連系申請費用も補助対象外になりますでしょうか?	補助対象となります。
11	採択発表予定が9月、事業完了が2月とスケジュールがタイトになっております。時間の掛かる東北電力への技術検討・系統連系申請を採択発表前を進める事は可能でしょうか?	交付決定前に発注を行った経費については、交付対象にはなりません。質問の行為を事前に進めること自体は問題ありません。
12	公募要領P.7蓄電システム(据置型及び可搬型)の要件及び適用に、EMSとセットで導入とある。このEMSはどこまでのものを指しているのか教えてください。 ①データ収集、監視のみでよいのか?制御、自動調整も必要なのか? ②システムの管理範囲に指定はあるか?	自家消費型再エネシステム内の発電量その他のデータに基づく需給調整の制御を行うハードウェア及びソフトウェアを指します。 なお、EMS機器の詳細については、公募要領P.8「エネルギーマネジメント(EMS)機器」に記載のとおりです。
13	導入設備:太陽光発電・蓄電池(テスラ Powerwall) ①蓄電池をあわせて導入予定です。P7に「再エネの発電出力と比して適切な規模のものに限る」とありますが、注意点があればご教示ください。(容量や台数など) ②P.17 審査基準・配点について、今回太陽光発電設備+蓄電池を導入する予定ですが、表番号1と番号2の項目について、蓄電池は該当となりますか。該当となる項目をご教示ください。 ③蓄電池の経費は、太陽光発電の対象経費に含まれるのでしょうか。	①番号1の回答のとおりです。 ②当該自家消費型再エネシステムの電力供給における調整用設備として活用する(再エネの利用量の拡大に資する)蓄電池を導入する場合は、評価の対象となります。 表4「審査基準・配点」に基づく具体的な採点方法については、お答えできません。 ③公募要領P.7の「蓄電システム」に該当する場合は補助対象経費となります。